

議案第 1 1 号

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号資料

○白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 17 号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>第26条 削除</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第26条 特定教育・保育施設（<u>幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。</u>）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(略)</p>